秋田市都市計画図

変更総括図
秋田都市計画用途地域の変更
【秋田市決定】
S＝1：25，000

秋田都市計画用途地域変更総括図
（全体） S=1/25,000

秋田都市計画区域・河辺都市計画区域・位置図
N
青森県
十和田湖
山本郡
八峰町
藤里町
大館市
鹿角郡
小坂町
鹿角市
日本海
能代市
山本郡
三種町
大潟村
北秋田郡
上小阿仁村
北秋田市
男鹿市
八郎潟町
南秋田郡
五城目町
井川町
潟上市
秋田県
秋田都市計画区域
秋田市
10Km
20Km
40Km
60Km
80Km
河辺都市計画区域
仙北市
田沢湖
岩手県
大仙市
仙北郡
美郷町
由利本荘市
横手市
にかほ市
雄勝郡
羽後町
雄勝郡
東成瀬村
湯沢市
山形県
宮城県
四季別風向図
N
NW
NNW
NE
NNE
WNW
ENE
W
E
冬
春
秋
WSW
SW
SSE
SSW
ESE
SE
夏
S
No. 1
No. 2
No. A
No. ①
No. ②
No. 3
No. 4
No. B
No. 5
No. C
No. 6
No. 7
No. D
No. ③
No. 8
No. 9
No. 10
No. ④
No. 11
No. 12
No. ⑤
No. 13
No. 14
No. 23
No. ⑦
No. 24
秋田都市計画区域
No. 15
No. 16
No. 17
No. 18
No. 19
No. 20
No. ⑥
No. 21
No. 22
No. 25

秋田市行政区域			面積（ha）	摘要
			約 90,567	平成17年1月11日現在
	秋田都市計画区域（秋田市分）		約 30,987	昭和58年5月7日告示 （秋田都市計画区域は秋田市と潟上市を含む）
		市街化区域	約 7,424	平成18年5月19日告示
		市街化調整区域	約 23,563	
	河辺都市計画区域		約 10,450	昭和50年9月25日告示

凡例							
区分			表示	備考			
行政区域			———・・———				
都市計画区域			———・・———				
市街化区域			———・———				
				建ぺい率（%）	容積率（%）	壁面後退	高さ制限
地域地区	用途地域（注1）	第一種低層住居専用地域	■	30・40・50	50・60・80	1ｍ	10m
				50	100	－	10m
		第二種低層住居専用地域	■	50	80	1ｍ	10m
		第一種中高層住居専用地域	■	50・60・60	100・150・200	－	－
		第二種中高層住居専用地域	■	60	200	－	－
		第一種住居地域	■	60	200	－	－
		第二種住居地域	■	60	200	－	－
		準住居地域	■	60	200	－	－
		近隣商業地域	■	80	200・300	－	－
		商業地域	■	80	200・400・500・600	－	－
		準工業地域	■	60	200	－	－
		工業地域	■	60	200	－	－
		工業専用地域	■	60	200	－	－
	高度利用地区		▨				
	防火地域		☐				
	準防火地域		☐				
	風致地区		▨	注2参照			
	臨港地区		☐				
都市施設	都市計画道路		○⇒				
	駅前広場		☐				
	都市計画駐車場		駐				
	都市計画公園		■				
	都市計画緑地		▨				
	都市計画広場		▨				
	都市計画墓園		■				
	都市計画河川		▨				
	下水処理場		下 下	○公共下水道 □流域下水道			
	下水ポンプ場		P	□流域下水道			
	都市計画汚物処理場		汚				
	都市計画ごみ処理場		ゴミ処				
	都市計画学校		学				
	都市計画市場		市				
	都市計画火葬場		火				
	都市計画と畜場		畜				
	一団地の官公庁施設		☐				
市街地開発事業	土地区画整理事業	計画決定区域	— — — —				
		完了区域	————				
		実施区域	—・———・—				
	市街地再開発事業区域		▨				
地区計画区域			▨				
平成12年DID地区			———・———				
容積率／建ぺい率（%）			⊖				

注1．都市計画区域内で用途地域の指定のない区域は、容積率が200%、建ぺい率が70%です。
注2．風致地区の建ぺい率は用途地域および注1の建ぺい率と異なる場合があります。

注意：
1．この図面は、縮尺等により精度に限界があるので、詳細については、「秋田市役所都市整備部都市計画課」でお調べください。
2．この図面は、平成18年5月現在のものです。計画は変更することがありますので、使用にあたってはご注意願います。
3．許可なくして複製することを禁じます。

1：25,000（1km=4cm）
500　0　1000　2000m

図面番号	箇所名	面積（ha）	用途地域（容積率／建ぺい率）	
			変更前	変更後
No. 1	金足下刈字北野地区	0.05	市街化調整区域	第一種低層住居専用地域（50/30）
No. 2	金足下刈字雨池地区	0.03	市街化調整区域	第一種低層住居専用地域（50/30）
No. 3	下新城中野字街道端西地区	0.02	市街化調整区域	第二種中高層住居専用地域（200/60）
No. 4	飯島字堀川地区	0.05	市街化調整区域	第二種中高層住居専用地域（200/60）
No. 5	添川字地ノ内地区	11.42	市街化調整区域	第一種低層住居専用地域（80/50）
		0.30	市街化調整区域	第二種低層住居専用地域（80/50）
No. 6	桜ガ丘五丁目地区	8.56	市街化調整区域	第一種低層住居専用地域（80/50）
No. 7	新屋勝平台地区	0.01	市街化調整区域	第一種低層住居専用地域（60/40）
No. 8	仁井田字新中島地区	4.33	市街化調整区域	第一種低層住居専用地域（80/50）
		1.30	市街化調整区域	第二種低層住居専用地域（80/50）
No. 9	新屋町字田尻沢地区	0.06	市街化調整区域	第一種住居地域（200/60）
No. 10	新屋町字田尻沢地区	0.02	市街化調整区域	第一種住居地域（200/60）
No. 11	浜田字滝ノ下地区	0.01	市街化調整区域	第一種低層住居専用地域（60/40）
No. 12	浜田字滝ノ浦地区	0.02	市街化調整区域	第一種低層住居専用地域（60/40）
No. 13	浜田字境川地区	0.07	市街化調整区域	第一種住居地域（200/60）
No. 14	浜田字陣ヶ原地区	0.08	市街化調整区域	第一種住居地域（200/60）
No. 15	下浜長浜字長坂地区	0.02	市街化調整区域	第一種住居地域（200/60）
No. 16	下浜羽川字下野地区	0.01	市街化調整区域	第一種住居地域（200/60）
No. 17	下浜羽川字水垂地区	0.01	市街化調整区域	第一種住居地域（200/60）
No. 18	下浜羽川字下野地区	0.02	市街化調整区域	第一種住居地域（200/60）
No. 19	下浜羽川字水垂地区	0.08	市街化調整区域	第一種住居地域（200/60）
No. 20	下浜羽川字下山地区	0.03	市街化調整区域	第一種住居地域（200/60）
No. 21	下浜羽川字下山地区	0.08	第一種低層住居専用地域（80/50）	第一種住居地域（200/60）
		0.12	市街化調整区域	第一種住居地域（200/60）
No. 22	下浜羽川字浜稲場地区	0.02	市街化調整区域	第一種住居地域（200/60）
No. 23	四ツ小屋末戸松本字地蔵田地区	0.01	市街化調整区域	準工業地域（200/60）
No. 24	河辺和田地区	0.12	準工業地域（200/60）	第一種低層住居専用地域（100/50）
		0.01	第一種低層住居専用地域（100/50）	準工業地域（200/60）
		0.06	準工業地域（200/60）	第一種住居地域（200/60）
		0.01	第一種住居地域（200/60）	準工業地域（200/60）
		0.12	近隣商業地域（200/80）	第一種住居地域（200/60）
		0.01	第一種住居地域（200/60）	近隣商業地域（200/80）
		0.53	第二種住居地域（200/60）	第一種住居地域（200/60）
		6.37	指定無し	第一種中高層住居専用地域（200/60）
No. 25	雄和妙法地区	12.57	指定無し	第一種住居地域（200/60）
		9.32	指定無し	準工業地域（200/60）
No. ①	下新城中野字街道端西地区	3.66	第一種中高層住居専用地域（200/60）	市街化調整区域
No. ②	下新城中野字街道端西地区	6.99	第一種低層住居専用地域（80/50）	市街化調整区域
		1.01	第二種低層住居専用地域（80/50）	市街化調整区域
No. ③	新屋南浜町地区	0.14	第一種住居地域（200/60）	市街化調整区域
No. ④	浜田字滝ノ元地区	0.08	第一種低層住居専用地域（60/40）	市街化調整区域
No. ⑤	浜田字境川地区	0.02	第一種住居地域（200/60）	市街化調整区域
No. ⑥	下浜羽川字下山地区	0.39	第一種住居地域（200/60）	市街化調整区域
No. ⑦	四ツ小屋末戸松本字地蔵田地区	0.31	準工業地域（200/60）	市街化調整区域
No. A	下新城中野字琵琶沼地区	0.14	近隣商業地域（200/80）	準工業地域（200/60）
		0.37	準工業地域（200/60）	第一種住居地域（200/60）
No. B	飯島地区	18.65	第一種低層住居専用地域（60/40）	第二種中高層住居専用地域（200/60）
		2.89	第一種低層住居専用地域（80/50）	第二種中高層住居専用地域（200/60）
No. C	旭川・新藤田地区	1.47	第一種低層住居専用地域（60/40）	第一種住居地域（200/60）
		5.30	第一種低層住居専用地域（80/50）	第一種住居地域（200/60）
No. D	新屋勝平台地区	4.00	第一種低層住居専用地域（60/40）	第一種中高層住居専用地域（100/50）